

令和2年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律案」は、3月末に可決成立し4月1日から施行される見込みです。この税制改正に伴い、市税条例等においても一部改正が必要になります。

令和2年4月1日施行分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については下記のとおりです。

〔 固定資産税・都市計画税関係 〕

1. 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

【現に所有している者の申告の制度化】

土地又は家屋について、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、当該土地又は家屋を現に所有している者（相続人等）に対し、氏名、住所等必要な事項の申告を義務化する。

2. わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の廃止、縮減

(1) 廃止

- ① 中小事業者が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出または飛散する指定物質を抑制する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置
- ② 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

(2) 縮減

- ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する出力が5,000kW以上の水力発電設備に係る固定資産税の課税標準の価格に乗じる割合を4分の3とする。（現行は3分の2）

3. 地域再生法で定める地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等の延長

地域再生法第5条第15項の規定による本市の地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等の適用期限を現行の「令和2年3月31日まで」から「令和4年3月31日まで」へ2年延長する。

4. 地方税法改正による条項ずれに伴う改正

市税条例及び都市計画税条例において引用している地方税法に条項ずれがおこるために改正する。